

防地在 第 1 1 6 5 3 号
令和 3 年 7 月 1 日

各 地方防衛局長
東海防衛支局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

漁業見舞金支給要領の運用方針について（通知）

標記について、漁業見舞金支給要領について（防地在（事）第 1 6 6 号。令和 3 年 7 月 1 日）第 9 の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

漁業見舞金支給要領の運用方針

第2 関係について

1 漁業見舞金支給対象の範囲

- (1) 漁業見舞金支給対象者が他の者と共同経営を行っている場合又は法人を設立した場合

ア 漁業見舞金対象期間の経営形態が共同経営である場合には、その経営体を受ける損失のうち、当該漁業見舞金支給対象者の経営参加の度合いに応じた損失を漁業見舞金の対象とする。

イ 漁業見舞金対象期間の経営形態が法人組織である場合には、実質上当該漁業見舞金支給対象者の個人経営と同視できるときは、漁業見舞金の対象とする。

- (2) 自立、増統又は漁場変更の時の漁業態様

相続人等自立、従事者自立及び後継自立（以下「自立」という。）、増統又は漁場変更の時の制限水域を含む漁場における漁業種類は、制限水域において制限されているものでなければならない。

- (3) 相続人及びこれに準ずる者の範囲

相続人及びこれに準ずる者には、制限開始時以降において、漁業補償を受けている者が隠居等をした場合の推定相続人を含むものとする。

- (4) 漁業見舞金受給資格の承継

漁業見舞金受給資格は、漁業見舞金支給対象者の相続人及びこれに準ずる者に承継されるものとし、漁業見舞金支給対象者が隠居等をした場合の推定相続人を含むものとする。

- (5) 所属組合が変わった場合

漁業見舞金支給対象者であれば、所属組合のいかんを問わない。

2 漁業見舞金支給対象者であることの証明

- (1) 自立、増統又は漁場変更の時に制限水域を含む漁場における操業証明

すでに漁業見舞金を支払った事案の継続である場合を除き、所属組合長の証明書を提出させる。この場合、自立、増統又は漁場変更の時ににおける漁船原簿、許可名義人、漁獲高の内容、同僚等の証言等証明を裏付ける資料を添付させ確認する。

- (2) 制限開始時における漁業従事者の就業証明

すでに漁業見舞金を支払った事案の継続である場合を除き、所属組合長の証明書を提出させる。この場合、制限開始時以前における給与証明も雇用契約書

- 、漁船原簿、船主、同僚等の証言等証明を裏付ける資料を添付させ確認する。
- (3) 漁場変更した者が制限開始時において漁業を経営していたものであることの証明

すでに漁業見舞金を支払った事案の継続である場合を除き、所属組合長の証明書を提出させる。この場合、制限開始時以前における漁船原簿、組合員名簿、同僚等の証言等証明を裏付ける資料を添付させ確認する。

- (4) 漁業補償又は漁業見舞金を受けている者の増続であることの証明

すでに漁業見舞金を支払った事案の継続である場合を除き、所属組合長の証明書を提出させる。この場合、補償対象者名簿、漁業見舞金対象者名簿、漁業許可証及び漁船原簿等により漁業補償又は漁業見舞金を受けている者の増続であることを確認する。

- (5) 漁業補償又は漁業見舞金の支給対象船の漁業従事者であったことの証明

すでに漁業見舞金を支払った事案の継続である場合を除き、所属組合長の証明書を提出させる。この場合、自立以前における給与証明、雇用契約書、漁船原簿、船主、同僚等の証言等証明を裏付ける資料を添付させ確認する。

第5 関係について

漁業見舞金額を決定する際に必要とする様式は、漁業見舞金支給要領に定めるもののほか、駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号）に定める様式に所要の修正を加えて使用する。